

令和2年一級建築士試験受験申込に必要な「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」又は「卒業証明書」については、新型コロナウイルス感染症の影響で、学校等での発行ができなくなっていることから、本書面を同証明書等に代えて受験申込します。

氏名：

注：以下の留意事項を確認し、承諾したうえでご署名ください。

(留意事項)

1. 学校等で「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」又は「卒業証明書」が発行できるようになった場合、速やかに（公財）建築技術教育普及センターに同証明書等を提出します。
2. 「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」等を後日提出した結果、受験資格を満たさない場合には、その時点で受験が取りやめとなることについて了承します。また、遅くとも「設計製図の試験」の合格者の発表までであって、改めて郵送等で通知される期日までに同証明書等を提出しない場合にも、その時点で受験が取りやめとなることについて了承します。このような場合、受験は無効となり、仮に令和2年「学科の試験」に合格し、合格通知書が発行されていたとしても、当該通知書は無効となる（翌年度以降の学科試験免除は適用されない）ことについても了承します。
3. 受験申込後、氏名、住所地（現住所）、電話番号等に変更が生じた場合には、速やかに受験要領（資料3 受験申込後の各種届出等 参照）に基づき、手続きを行います。
4. 受験要領4.（4）のとおり、一旦納付された受験手数料は、（公財）建築技術教育普及センターの責により試験を受けることができなかった場合を除き、返還されないことを承知しています。